相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市神室町二丁目四番地、最後の住所岐阜市北一色一丁目一一番一七号

被相続人　亡　棚瀬　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所岐阜市吉野町六丁目一六番地大同生命廣瀬ビル八階　弁護士法人しょうぶ法律事務所岐阜事務所

相続財産管理人　弁護士　市橋　拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市岡広町四六五番地、最後の住所静岡県伊東市八幡野一〇二八番地の四伊豆高原十字の園　被相続人　亡　杉本　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

静岡県沼津市共栄町一四番地の三　福信第二ビル一階　ひとすぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　一杉　泰博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市東山区大黒町通正面下る塗師屋町五九五番地七、最後の住所京都市西京区御陵北山町三二番地六　カインド　イン一〇三号

被相続人　亡　松浦　義秀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町二六三　京榮烏丸ビル七階　つかさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市平野区流町三丁目一一番地、最後の住所大阪市平野区流町三丁目一一番一四号

被相続人　亡　**橋**本　武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

大阪市北区西天満二丁目二番三号ユニシオ西天満二丁目Ａ〇五号

相続財産管理人　弁護士　竹薮　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府柏原市上市二丁目二四六番地五、最後の住所大阪府柏原市上市二丁目一番一号

被相続人　亡　田中　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

堺市堺区中瓦町一丁一番二一号堺東八幸ビル五階

相続財産管理人　弁護士　小林　邦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市西区神出町五百蔵七七番地二、最後の住所神戸市西区桜が丘東町三丁目一番地の二　三―三〇四号

被相続人　亡　世良田　守

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所神戸市中央区東町一二三番地の一貿易ビル八階　ＳＴＯＲＩＡ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　柿沼　太一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県尾道市向東町一二七三八番地、最後の住所広島県尾道市向東町一二七三八番地

被相続人　亡　池本　富枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

広島県尾道市高須町五二六一番地

相続財産管理人　司法書士　佐藤　通高

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸市伊尾木六一九番地、最後の住所高知県安芸市港町一丁目五番九号

被相続人　亡　影山　政雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

高知県安芸市日ノ出町七番二号

相続財産管理人　本田　修二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市豊北町大字神田三九六五番地、最後の住所福岡県中間市東中間二丁目一二番一八号　被相続人　亡　小山　巖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所北九州市八幡西区穴生一丁目一四番二〇号　菱田合同事務所

相続財産管理人　司法書士　緒方　里奈

（戸籍上の氏名　林　里奈）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区大字畑三三八番地二、最後の住所北九州市門司区花月園一七番五号

被相続人　亡　藤村　一夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所北九州市小倉北区金田一丁目八番五号北九州法曹ビル二階Ａ室清風法律事務所

相続財産管理人　弁護士　多加喜寛明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県阿久根市大川八四五五番地、最後の住所鹿児島県阿久根市大川八四五五番地

被相続人　亡　中村　榮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月二十九日

事務所鹿児島県出水市明神町四一〇細谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　細谷　文規

第68期決算公告

平成30年5月28日　東京都文京区後楽1丁目4番14号

藤田商事株式会社

代表取締役社長　道井　美一

貸借対照表の要旨（平成30年2月28日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	10,281	流動負債	9,092
固定資産	395	固定負債	169
		株主資本	1,406
		資本金	99
		資本剰余金	478
		資本準備金	24
		その他資本剰余金	453
		利益剰余金	828
		その他利益剰余金	828
		（うち当期純利益）	(268)
		その他有価証券評価差額金	9
		繰延ヘッジ損益	△1
資産合計	10,676	負債・純資産合計	10,676